

可視化の現在 立会いの未来

今年こそ立会い元年に！

取調べの可視化・弁護士立会大阪本部 事務局次長 川崎 拓也

2023年も、取調べの在り方が大きく注目を集める一年となった。

広島県では河井克行元議員の大規模買収事件に関して、特捜部検察官による違法な利益誘導が明るみにでた。長年冤罪を訴え続けてきた袴田事件においては、東京高裁が再審開始決定を支持し、検察庁が特別抗告を断念したことにより、ついに念願の再審公判が始まった。袴田さんの虚偽自白は既に明らかになったといえよう。当会においても、市民シンポジウム「ノーモアえん罪！『おはよう朝日です』岩本計介アナと考える かしかとたちあいの未来」を開催し、三重県警で行われた在宅被疑者に対する違法かつ苛烈な取調べの実態を紹介し、大きな反響を得た。21世紀も既に20年が経過した現代日本において、なお旧態依然とした取調べの問題が何ら解決していないことが明らかになったのである。

これらの動きを受けてメディアの関心も高まっている。2021年以降繰り返し北海道新聞が弁護士立会いの問題を取り上げてきたが、読売新聞でも当会の立会い援助制度に関する記事が掲載された。朝日新聞では計7回に及ぶ重厚な弁護士立会いに関する連載が配信された。国民の関心も高まっているといえよう。

世界からも注目されている。8月、イングランドの裁判所が、日本で行われた犯罪に関する英国国民被疑者の引渡しについて、日本の取調べへの懸念、すなわち長時間取調べや弁護士立会いが無いことなどを理由の一つとして、日本政府への引渡しを拒む判決をしたというのである。端的に言って、「取調べに弁護士が立ち会えないような野蛮な国に自国民は渡せない」と

いったところである。このことは、日本でも大きく報じられた。

日弁連でも、12月、臨時総会において、当会や札幌弁護士会で実施されていた取調べへの弁護士立会い援助制度を下敷きに、全国的な制度を創設するべく、立会い申入れへの援助も含む立会い援助制度を創設した。

当会で行われた2018年近弁連人権擁護大会での弁護士立会いの萌芽が、5年をかけて徐々に成長し、大きく花開こうとしている。

このような動きを生み出すエンジンとなったのは、間違いなく当会会員の地道な取組みである。刑事司法の課題は取調べの問題だけではない。身体拘束の在り方や証拠開示、再審法の改正も喫緊の課題である。しかし、黙秘権や弁護人の援助を受ける権利が憲法で定められているにもかかわらず、長時間の説得や自白強要が事実上許容されている日本の取調べは、突出した異常性を持っているといわざるをえない。日本の取調べ改革は、一刻も早く解決されなければならない、重大かつ最大の改革課題である。

少なくとも筆者が弁護士登録をした15年前（それ以前には一時期そのような取組みがあったとのことであるが）、弁護士立会いを求める弁護人は、ほとんど皆無であったと言ってよい。弁護士が求めていないのであるから、実現するはずがない。しかし、私たちは5年前に大きな一歩を踏み出した。今や、立会い申入れは一般的な弁護活動となった。その終着点は今年であるし、そうならなければならない。

立会いなくして取調べなし。今年こそ立会い元年に！